

前橋市地域包括支援センター業務委託法人《募集要項》

前橋市地域包括支援センター業務委託事業者について募集します。

業務の目的を達成するうえで、優良な委託事業者を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 公募の趣旨

前橋市では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、地域包括支援センターを設置し、第115条の45第1項第1号ニ、第2項第1号から第6号に定める包括的支援事業及びこの要項に規定する事業を実施しています。

平成21年4月から「まえばしスマイルプラン」で規定した各日常生活圏域について、地域包括支援センターの業務委託を実施しておりますが、この度、全圏域の地域包括支援センターにおいて、令和9年3月末をもって業務委託契約期間が満了することに伴い、次期3年間の地域包括支援センター業務委託法人を公募します。

2 担当圏域及び設置数

担当圏域及び設置数は、表1のとおりです。

各募集対象圏域に地域包括支援センターを1か所ずつ設置します。

日常生活圏域の詳細については、別紙「令和9年度地域包括支援センター担当日常生活圏域図」を参照してください。

表1 担当圏域およびセンター設置数

（高齢者人口は令和8年3月末現在）

	担当圏域	センター名	高齢者人口	設置数
1	北部・中部	前橋市地域包括支援センター中央西	6,065 人	1
2	若宮・城東・中川	前橋市地域包括支援センター中央東	5,644 人	1
3	上川淵・下川淵	前橋市地域包括支援センター南部	10,549 人	1
4	桂萱	前橋市地域包括支援センター桂萱	8,458 人	1
5	東	前橋市地域包括支援センター東	8,006 人	1
6	元総社・総社・清里	前橋市地域包括支援センター西部	9,058 人	1
7	南橘	前橋市地域包括支援センター南橘	11,310 人	1
8	永明	前橋市地域包括支援センター永明	7,045 人	1
9	城南	前橋市地域包括支援センター城南	5,760 人	1
10	大胡・宮城・粕川	前橋市地域包括支援センター東部	11,382 人	1
11	芳賀・富士見	前橋市地域包括支援センター北部	10,114 人	1

3 応募資格

前橋市内で営利法人を除き、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格若しくは事業所を有し、地域包括支援センターの中立・公平な運営を図り、円滑に事業を実施できる法人（法第115条の47及び法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の67で定める者とする。）で次の要件を満たす法人であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは補佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加の制限を受けている者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- （4）応募受付の締切日から契約候補者選定の特定の日までの期間に指名停止の期間がない者であること。
- （5）前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- （6）応募する圏域内に地域包括支援センターを設置できること。
- （7）3年以上（令和8年4月1日現在）の介護保険サービスの提供実績があること。
- （8）応募受付の締切日において、法人に国税、群馬県税及び前橋市税の滞納がないこと。
- （9）応募法人の役員等が、過去5年間以内に居宅介護サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- （10）法第115条の22第2項各号の規定に該当しないこと。
- （11）公募説明会に参加していること。

4 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間
（ただし、市議会の議決を条件とする。）

※1 法人の応募圏域は2圏域までとし、2圏域に応募する場合については圏域の優先順位を付けるものとします。

※本事業は、3年間の債務負担行為により契約事務を行うものとします。

ただし、法及びこれに関連する政省令、条例等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

5 委託業務

- (1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業
 - ・総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
 - ・権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
 - ・在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
 - ・生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
 - ・認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (3) 法第115条の48に規定する地域ケア会議の設置・運営
- (4) 指定介護予防支援事業
- (5) その他、前橋市が指定する事業

- 1 業務内容については、前橋市地域包括支援センター業務仕様書を参照してください。
- 2 なお、今後法及びこれに関連する政省令、条例等が改正された場合は、変更されることがあります。

6 事務所の設置

- (1) 設置場所
事務所は担当の圏域内に設置すること。（これに係る経費は、受託法人の負担とする。）
市民が利用しやすく分かりやすい場所であること。
- (2) 設備
事務所は、次の設備を備えること。
 - ①事務所には、事務室、相談室を設けること。なお、相談室についてはプライバシーが確保されるように配慮すること。
 - ②事務所は高齢者に配慮した場所に設置することとするが、2階以上に設置する場合は、エレベーター等を有する建物であること。ただし、相談室を1階に設ける場合はこの限りではない。
 - ③軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。
 - ④地域住民にわかりやすいよう、地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。
 - ⑤業務を実施するうえで必要な電話、ファクス、パソコン、システム、プリンター等を配置すること。
 - ⑥インターネット接続環境を構築し、地域包括支援センター専用で利用できる電話番号（電話回線は複数確保すること）及び電子メールアドレスを取得すること。
 - ⑦その他、上記以外に業務に必要な物品については、受託法人が確保すること

7 職員の配置及び資格

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日施行）の規定に基づき、専らその職務に従事する常勤の職員として、次に掲げる職員を配置する。なお、契約期間中において、これらの職員に欠員の生じることのないように配慮することとし、欠員が生じた場合は速やかに職員を補充しなければならない。

（1）保健師

（保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師を含まない）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者）

（2）社会福祉士

（社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）

（3）主任介護支援専門員

（主任介護支援専門員に準ずる者として、①「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者、または②センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者）

第1号被保険者の数	置くべき（1）～（3）の各職員の員数
おおむね6,000人未満	各1人
おおむね6,000人以上	第1号被保険者の数から3,000を減じた数を6,000で除して得た商（小数点以下の端数があるときは、切り捨てるものとする。）に1を加えた数に相当する人数

（4）上記（1）～（3）について人員の確保が困難である等の事情により、これらに準ずる者の配置を行う場合は、事前に採用予定者について、市に3職種に準ずる者であることの確認を依頼すること。

（5）上記（1）～（3）の他、増員を含めた職員

各地域包括支援センターの職員数については、別表「地域包括支援センター人員基準及び委託料（案）」のとおりとし、これを満たすよう配置すること。

なお、条例を上回る職員の配置は、上記（1）～（3）の職種を考慮した上で配置する。ただし、（3）の場合、介護支援専門員も可とする。

（6）認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターの人員基準の中から、認知症地域支援推進員研修を受けた者を認知症地域支援推進員として配置すること。

- (7) センター長
センター長は他事業と兼務可能とする。
- (8) 管理者
常勤専従職員のうちから管理者を選任すること。
- (9) 事務員
専門職がより専門的な業務に従事できるよう必要に応じて事務職員を配置すること。
- (10) リハビリテーション専門員
自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント等の実施の観点から、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することも可とする。

8 運営

- (1) 地域包括支援センターの名称は、市が指定する。
- (2) 地域包括支援センターの開所日及び開所時間は、週5日以上、1日8時間以上（週40時間）以上とする。
なお、開所時間外においても、緊急時に連絡の取れるよう必要な措置を講じることとし、緊急時の連絡体制については、法人の本体施設等との連携による対応としても差し支えない。
- (3) 開所時間においては、必ず1人の職員は事務室に残り、相談業務に対応できる体制をとること。

9 事業運営財源

- (1) 本センターの委託料（年額）
委託料は、各圏域の高齢者の人口規模等に配慮し、別紙「地域包括支援センター人員基準及び業務委託料（案）」のとおりとする。ただし、市議会の議決を条件とする。
- (2) 介護予防支援の報酬（国の基準による。）
- (3) 介護予防ケアマネジメントの報酬（国及び本市の基準による。）

10 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年8月1日(土)
公募説明会	令和8年8月20日(木)
質問受付期間	令和8年8月20日(木)～令和8年8月31日(月)
質問回答期限	令和8年9月4日(金)
応募受付期間	令和8年9月24日(木)～令和8年10月2日(金)
第一次審査	令和8年10月5日(月)～令和8年10月15日(木)
第一次審査結果通知	令和8年10月19日(月)

発送予定日	
第二次審査（選定委員会）	令和8年11月上旬～中旬
第二次審査結果通知 発送予定日	令和8年11月下旬

（１）公募説明会

日 時 令和8年8月20日（木）午前9時30分から
場 所 前橋市議会庁舎 研修室（2階）
申込方法 令和8年8月1日（土）午前8時30分から8月14日（金）午後5時まで
に前橋市ホームページ掲載の「R9～11前橋市地域包括支援センター公募説明会参加フォーム」により申し込むこと。ただし、参加者は1法人につき2人までとする。

URL : <https://logoform.jp/form/dWZu/1654701>

二次元コード :



（２）質問の受付

①質問受付期間

令和8年8月20日（木）公募説明会終了後から8月31日（月）午後5時まで

②質問方法

公募に関する質問は、前橋市ホームページ掲載の「R9～11前橋市地域包括支援センター公募関係質問フォーム」にて受け付けます。なお、電話での質問については、対応いたしませんのでご了承ください。

URL : <https://logoform.jp/form/dWZu/1655268>

二次元コード



③質問回答

令和8年9月4日（金）までに応募予定団体にメールにて回答します。
なお、質問項目及び回答については、公平に情報提供させていただきます。

1 1 応募の手続き等

「3 応募資格」をすべて満たし、本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募書類一式を提出してください。

(1) 応募書類の提出について

①提出期間

令和8年9月24日（木）から10月2日（金）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

②提出方法

令和8年8月21日（金）午前9時から令和8年9月11日（金）午後5時までの期間に前橋市ホームページ掲載の「R9～11前橋市地域包括支援センター応募書類提出予約フォーム」から、応募書類の提出日及び時間を事前予約してから来庁してください。

窓口にて書類を提出いただく際、担当が書類の内容確認と必要に応じてヒアリングさせていただきます。必ず応募書類の内容を把握している方（管理者、総務、経理などを担当する方）が来庁してください。

URL：<https://logoform.jp/form/dWZu/1641217>

二次元コード



③提出場所

窓口：前橋市役所2階 長寿包括ケア課（35番窓口）
直通電話番号：027-898-6275

(2) 提出書類

- ・次の書類を原本1部、副本（原本の写し）1部を提出してください。
- ・2か所の圏域に応募する場合は、それぞれ必要な書類を一式揃えてください。
- ・提出書類はA4版縦長編綴じで印刷して下さい。また複数ページに渡る場合は両面印刷をしてください。

- ① 前橋市地域包括支援センター応募申請書（様式1）
- ② 法人の設立及び運営に関する事項（様式2）
- ③ 地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項（様式3-1～6）
- ④ 地域包括支援センターの設置内容（予定を含む。）（様式4-1）
- ⑤ 地域包括支援センター設置場所の位置図（付近見取図）（様式4-2）
- ⑥ 地域包括支援センター内の平面図（建物内の平面図）（様式4-3）
- ⑦ 地域包括支援センターの建物及び室内の内容がわかる写真（様式4-4）

- ⑧ 地域包括支援センター従事予定者（採用計画を含む。）（様式５－１～４）
- ⑨ 法人が前橋市内で提供している介護サービス等の状況（様式６）
- ⑩ 法人登記簿謄本（３か月以内に発行された履歴事項全部証明書（原本））
- ⑪ 法人の定款、寄付行為、規約、法人の事業実績のわかる書類、パンフレット
- ⑫ 法人の財務状況に関する書類（過去１年分の資金収支計算書、貸借対照表）
- ⑬ 法人代表者経歴及び役員名簿
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税、群馬県税・前橋市税に滞納がない証明（令和８年８月１日以降取得のもの）
- ⑮ 地域包括支援センターの事業計画書（令和９年度予定）（書式１）
- ⑯ 収支予算計画書（令和９年度予定）（書式２）
- ⑰ 辞退届（様式７）

※様式１～様式７については、前橋市ホームページよりダウンロードしてください。

※新たに事務所等を設置する場合は、「計画案」でも可とします。

※⑧について、配置職員が未定の場合（新たに職員を募集・採用する場合等）はその旨を記載し、採用計画案を提出してください。

※辞退届（様式７）については、応募申請後、辞退する場合のみ提出してください。

（３）書類提出の取り扱い

① 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

② 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

③ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

④ 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

⑤ 辞退

応募申請後、応募を辞退する際は、前橋市長寿包括ケア課地域支援係へ電話連絡の上、辞退理由を記載した辞退届（様式７）を前橋市長あてに速やかに提出してください。

１２ 選定方法

「前橋市地域包括支援センター業務受託先事業者選定委員会」を設置し、応募内容に基づき、本事業に対する法人の考え方及び事業運営能力等を総合的に評価し、委託予定事業者を選定します。

提出された書類に基づき一次審査を行い、資格要件を満たしているか確認を行います。審査を通過した応募法人には、二次審査として、選定委員会においてプレゼンテーションを行うとともに、応募書類に基づき、法人の設立及び運営に関する事項、設置及び運営に関する事項、設置内容に関する事項、従事予定者に関する事項について委員による

ヒアリング等を行い審査します。

なお、候補者と本市との協議が整わない場合、又は候補者が受託事業を遂行することが困難となる場合は、次点候補者と協議を行います。

※一次審査結果通知は応募者すべてに書面で通知します。

※二次審査（選定委員会）については、応募状況により別途通知します。

1 3 選定結果

- ・選定結果については、応募したすべての法人に書面で通知します。
- ・選定結果については、市ホームページ等で公表させていただきます。

1 4 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2-12-1

前橋市 福祉部長寿包括ケア課 地域支援係

担当 小暮・大山・大津

電話番号 直通027-898-6275

代表027-224-1111 内線6277

FAX 027-223-4400

E-mail hokatsu@city.maebashi.gunma.jp

【別紙】

令和9年度 地域包括支援センター担当日常生活圏域図

直営センター 1 圏域

- ・ 中央……①

委託センター 14 圏域

- ・ 中央西…②
- ・ 中央東…③
- ・ 南部……④
- ・ 桂萱……⑥
- ・ 東……⑦
- ・ 西部……⑧
- ・ 南橘……⑨
- ・ 永明……⑩
- ・ 城南……⑪
- ・ 東部……⑫⑬⑭
- ・ 北部……⑮⑮

